

コード	名 称		コード	名 称	
事業名	279	老人及び重度身体障害者(児)福祉手当支給経費	会計	01	一般会計
基本施策	5	障害のある人の自立した生活を支える	款	03	民生費
担当部課名	島ヶ原支所 健康福祉課		項	01	社会福祉費
作成者氏名	脇坂 長充	連絡先	目	01	社会福祉総務費
			細目	107	手当支給経費
			細々目	02	老人及び重度身体障害者(児)福祉手当支給経費

事業の計画・内容

事業の目的	対象等(何を、誰を)	成果(どうなるのか)			
本年度事業内容 ・重度障がい者・寝たきり高齢者等：要介護認定4、5又は重度の認知症の方で、その状態が6ヶ月以上継続している65歳以上の方で、伊賀市に住所を有する、在宅の方。 ・重度障がい児：伊賀市に住所を有する3歳以上20歳未満の者で、次の各号に定める者。(1)身体障害者手帳が1級、2級または3級の者。(2)療育手帳の「A」または「B(中度)」の者。(3)精神障害保険福祉手帳が1級の者。	・重度障がい者：身体障害者手帳の障がいの程度が1～3級の者。又は療育手帳A・B(中度)、精神障害保健福祉者手帳1級の者で伊賀市に住所を有し、20歳以上の在宅者。 ・寝たきり高齢者等：要介護認定4、5又は重度の認知症の方で、その状態が6ヶ月以上継続している65歳以上の方で、伊賀市に住所を有する、在宅の方。	福祉手当を支給することにより、その福祉の増進を図る。手当は、重度障がい(児)者、寝たきり高齢者等の障がいにより生じる負担の一助とする。			
	・重度障がい者・寝たきり高齢者等：手当の額は、重度障がい者、寝たきり高齢者等一人につき年額36,000円。手当支給は受給認定の申請をした日の属する月の翌月から受給資格が消滅した日の属する月まで支給。手当は月額計算とし、10月、4月に分けて支給する。受給者が死亡及び前項の状態に該当しなくなった場合は受給資格が消滅する。 ・重度障がい児：手当の額については年額60,000円。手当支給は受給認定の申請をした日の属する月の翌月から受給資格が消滅した日の属する月まで支給。手当は月額計算とし、10月及び4月に支給する。受給者が死亡及び前項の状態に該当しなくなった場合は受給資格が消滅する。				
	平成 16 年度 終了年度	平成 年度	根拠法令・要綱等	伊賀市重度障害者福祉手当支給条例、伊賀市重度障害児福祉手当支給条例、寝たきり高齢者等福祉手当支給条例規則	

投入資源

	H17	H18(予算)	H19(予算)
投入人員			
正規職員 (人)	0.1	0.1	0.1
人件費合計(A)	720	720	720
支出内訳(千円)			
事業費(B)	681	948	900
扶助費	681	948	900
その他			
合計(A+B)	1,401	1,668	1,620
財源内訳(千円)			
特定財源			
国県支出金			
地方債			
受益者負担			
その他特財			
一般財源	1,401	1,668	1,620
上記 ~ に関する特記事項			

事業実績

活動指標	単位	実績値			目標値		
		H17	H18	H19	H17	H18	H19
支給申請受付者数	人	17	3	3			
支給決定者数	人	17	3	3			
現況届提出者数	人	17	20	23			
支払い	人	17	20	23			

評価指標

事業の目的の成果を測る指標	指標設定の考え方	単位	H17	H18(目標)	H19(目標)
支給率(受給者数/申請者数)	障がい者からの申請に対し、支給された割合	%	100 (17人) 目標 (100)	100	100
			目標 ()		

事業開始時からの状況変化及び事業の改善点等

各支所で本事業の「決定」までを行うため、各支所間での決定基準の統一を図る必要がある。福祉手当を受給されていない対象者がいるため、広報等での情報発信に工夫すると共に、窓口、訪問時においてわかりやすく説明する等により周知を徹底する。
--

評価	必要性	4	事業を現状維持する。 手当の支給は重度障がい者、寝たきりの高齢者の負担軽減に有効であり、今後も事業の継続が必要である。 支給事務は本庁において一括して行うことが適切である。	総合評価
	有効性	4		
	達成度	3		
	効率性	3		
				A